

I はじめに

狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例（以下「基本条例」という。）第 28 条に基づき設置された狛江市市民参加と市民協働に関する審議会（以下「当審議会」という。）は、基本条例による市民参加と市民協働の推進を実効性のあるものにし、時代の動きに的確に対応させるため、市長より諮問を受け、市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価（以下「総合的評価」という。）を実施している。

令和 6 年度に実施した当審議会にて、各事業のプロセスに着目した評価を実施することを答申の中で提言しており、それを受け、令和 7 年度は市長より昨年度の答申の内容を踏まえた総合的評価を実施することについての諮問を受けた。

各事業のプロセスに着目した評価は当審議会では初めての試みであることから、令和 6 年度に市民参加手続を終了した 9 事業のうち 3 事業及び市民協働事業 1 事業を評価の対象とし、市民参加は担当部署にて作成した市民参加実施結果シート、市民協働は市民協働事業評価シートに基づき、当審議会としての市民目線での評価を実施した。なお、形式的には市民参加手続を適切に行っているにもかかわらず、実質的にどれぐらい市民の意見を取り入れようとしているかという点に着目したため、結果だけ見ると、やや厳しめの評価となっている。本審議会が目指すのは、より良い市民参加・市民協働につなげることであり、各事業の評価を今後の業務に活かしていただくことを期待している。

当審議会での慎重な審議と検討に基づき、年度ごとの各事業の評価並びに当審議会から基本条例の運用の更なる推進に向けて、以下のとおり答申する。

II 総合的評価

1 市民参加

当審議会は、令和 6 年度に市民参加手続を終了した 3 事業に対し、以下の（1）～（3）の評価項目について審議し、評価シート記入要領（P9 参照）に基づき、個別評価について A（とても適切である）、B（適切である）、C（適切とは言えない）、総合評価について A（とても優れている）、B（優れている）、C（適切であるが工夫が必要）、D（不足しており改善が必要）での評価を行った。

（1）市民参加手続の選択について

(2) 市民参加のスケジュールについて

(3) 事業内容や市民参加手続に関する市民等への情報提供について

評価対象となった3事業の総評は以下のとおり。

(1) 市民参加手続の選択について

今回評価を行った3事業については、審議会・パブリックコメント・市民説明会など多角的な手法を用いて市民参加の手続を適切に実施し、市民参加の機会を確保しており、適切である。

また、審議会に子連れでの参加を可能とする工夫がなされ、他の審議会の参考となるケースもあった。

(2) 市民参加のスケジュールについて

一般的な市民参加手続きのスケジュールであり適切である。

一方、市民説明会の参加者が少なかったことについては、周知から開催までの期間が短かったこと、また、令和6年度は4件のパブリックコメント及び市民説明会が年度末の同時期に重なったことが影響した可能性がある。

(3) 事業内容や市民参加手続に関する市民等への情報提供について

パブリックコメントの意見、市民説明会の参加者が少なかったことは情報提供に課題があると考えられる。また、パブリックコメントで市が意見を求めている内容とは異なる回答が多かったケースもあり、市の意図や計画の内容が市民に伝わっていなかったと考えられる。

一方、市民説明会と講演会を併せて実施することで多くの市民に説明する機会としたケースや、アンケートにLINEを活用するケースなど、市民参加しやすくなる工夫も見られた。

2 市民協働

当審議会では、令和6年度に市民協働事業として実施した1事業に対し、以下の

(1)～(3)の評価項目について審議し、評価シート記入要領(P12参照)に基づき、個別評価についてA(とても適切である)、B(適切である)、C(適切とは言えない)、総合評価についてA(とても優れている)、B(優れている)、C(適切であるが工夫が必要)、D(不足しており改善が必要)での評価を行った。

- (1) 協働に至る過程について
- (2) 協働体制について
- (3) 協働の成果について

評価対象となった1事業の総評は以下のとおり。

(1) 協働に至る過程について

NP0法人こまえにほんごしえん・日本語スクールと政策室との協働で実施した本事業は、外国にルーツをもつ児童・生徒と保護者の日本語学習のサポート、地域交流事業、相談対応等を行っている。

協働に至る過程について、令和3年に外国人住民からの困りごと相談から市民活動支援センターの支援を受け団体が立ち上がり、外国人の支援窓口の設置がないという市の課題と活動場所と活動資金が必要な当該団体が、市民活動支援センターを仲介してマッチングし、令和4年度に行政提案型市民協働事業、令和5年度からは市民提案型市民協働事業として市と協働に至った。このように、問題共有と役割分担が具体的に進展して協働に至ったことは高く評価できる。当該団体と担当部署が綿密に連絡を取り合い、情報を共有しながら活動を進めていけたことも評価でき、理想的な市民協働事業の進め方であると考えられる。

(2) 協働体制について

市が把握しにくい声を市民団体が取り上げ直接対応し、そのバックアップとしての場所の確保などを通して市の役割を団体と協議しながら進めていることは評価できる。一方、団体自身が、新規支援者の獲得、新しい被支援者との繋がりを作ることはあまりできておらず引き続きの課題であると認識していることから、関連部署との連携により、繋がりやすい仕組みを構築することが引き続き求められている。

(3) 協働の成果について

団体と担当部署との協働で、場所・資金・支援ノウハウを組み合わせた支援窓口ができ、支援の取り組みが動き始めた実績は高く評価できる。

今後も本事業へのニーズは高まっていくと考えられ、市と団体の協働により、教育委員会と市民協働担当部署の連携を含め、より良い体制が整えられていくことを期待している。

Ⅲ 市民参加・市民協働の更なる推進について

令和6年度の市民参加手続を終了した3事業及び市民協働事業として実施した1事業の評価を踏まえ、当審議会としては以下のとおり提案する。

1 市民参加

・市民参加の手続きは適切に行われているので、市民説明会の参加者数、パブリックコメントの提出意見が増えることで実質的な市民参加が進むよう検討いただきたい。まず、複数の事業の市民説明会やパブリックコメントが重ならないように調整いただきたい。市民説明会については、周知の時期を早める、説明会を動画配信方式にするなどの工夫を検討いただきたい。パブリックコメント、市民説明会の資料については、計画策定であればどのような課題があつてどのように議論したかの経緯を簡潔に記載するなど、意見を提出しやすくする工夫を検討いただきたい。

2 市民協働

・総合的評価を実施するにあたり、団体と担当部署から市民協働事業評価シートを提出させるだけでなく、利用者の声を聴いていただきたい。

最終評価①(市民参加評価)

No.	対象事項	後期基本計画の策定	担当部署	政策室
評価項目		評価	最終評価	コメント
1	①市民参加手続の選択について	A とても適切である B 適切である C 適切とは言えない	B	審議会・パブリックコメント・市民説明会・ワーキングジョブなど多角的な手法を用いて市民参加の手続としてやらなければいけないことを適切に実施し、市民参加の機会を確保しようとした点は評価できる。しかし、パブリックコメントの意見、市民説明会の参加者は少なく、市民が意見を出しやすい環境づくりについて検討してほしい。
	②市民参加のスケジュールについて	A とても適切である B 適切である C 適切とは言えない	B	行政として通常行われているスケジュールであり適切であるが、パブリックコメントの意見、市民説明会の参加者が少ないという点は改善の余地があり、参加者を増やすようなスケジュールを検討してほしい。
	③事業内容や市民参加手続に関する市民等への情報提供について	A とても適切である B 適切である C 適切とは言えない	C	同時期に4件の計画改定等のパブリックコメント、市民説明会が重複した状況があり市民にとって情報が伝わりづらい状況があったかもしれないが、パブリックコメントの意見、市民説明会の参加者が少ないことは情報提供に課題があると考えられ、参加者を増やす工夫を検討してほしい。
	④総合評価	A とても優れている B 優れている C 適切であるが工夫が必要 D 不足しており改善が必要	C	市民参加手続の選択及び市民参加のスケジュールについては、条例に規定されているものであり、担当部署は条例に基づき実施しており適切である。 本事業については、同時期に4件の計画改定等のパブリックコメント、市民説明会が重複した状況があり市民にとって情報が伝わりづらい状況があったかもしれないが、パブリックコメントの意見、市民説明会の参加が少ない原因は市民等への情報提供にあると考えられ、参加者を増やす工夫を検討してほしい。 総合基本計画のような大きな計画は情報量が多いことから、分野ごとに細分化した情報提供を行うことや、余裕を持ったスケジュールで実施するなど、情報提供については工夫の余地があると考えられる。

最終評価②(市民参加評価)

No.	対象事項	旧狛江第四小学校跡地整備基本計画の策定	担当部署	政策室
評価項目		評価	最終評価	コメント
①	市民参加手続の選択について	A とても適切である B 適切である C 適切とは言えない	B	市民参加の手続としてやらなければならないことは適切に実施している。また、近隣住民の意見を吸い上げる方法としてアンケートを採用するなど、適切に選択されている。 しかし、アンケートの回答数は220件と少なく、西和泉地区住民からの意見が特に多く、年齢層も50代以上が過半数を占めていた。 世代・立場・目的に即した意見の聞き方があってよいと思う。
②	市民参加のスケジュールについて	A とても適切である B 適切である C 適切とは言えない	B	行政として通常行われているスケジュールであり適切であるが、市民説明会の開催日程が2月7日、8日であることを広報で2月1日号で周知しているなど、周知期間が短い点は検討してほしい。
③	事業内容や市民参加手続に関する市民等への情報提供について	A とても適切である B 適切である C 適切とは言えない	C	市民説明会の参加者が少なかったことや、パブリックコメントの意見のほとんどが素案に対する意見ではなく、詳細な設備の運用の内容に対する意見であり、パブリックコメントで行政が意見を求めている内容が市民に伝わっていなかったと考えられ、市民等への情報提供については適切とは言えず、伝え方については検討してほしい。 また、市民からのアンケートについて、西和泉地区住民からの意見が特に多く、年齢層も50代以上が過半数を占めていた。本施設は広く市民のための整備事業であるはずであり、市民の関心を惹くための工夫が求められる。
④	総合評価	A とても優れている B 優れている C 適切であるが工夫が必要 D 不足しており改善が必要	C	市民参加手続の選択、スケジュールは行政としては適切に行っている。 しかし、市民全体に関わる事業であるにも関わらず、アンケートの回答の件数が少ないことや地域に偏りがあることを考えると、多くの市民の関心を惹くための工夫が求められる。 また、市民説明会の参加者が少なかったことや、パブリックコメントの意見のほとんどが素案に対する意見ではなく、詳細な設備の運用の内容に対する意見であり、行政が意見を求めている内容が市民に伝わっていなかったと考えられ、市民等への情報提供については適切とは言えず、伝え方については検討してほしい。

最終評価③(市民参加評価)

No.	3	対象事項	男女共同参画推進計画の改定	担当部署	政策室
		評価項目	評価	最終評価	コメント
①	市民参加手続の選択について		A とても適切である B 適切である C 適切とは言えない	A	審議会・パブリックコメント・市民説明会・アンケートなど多角的な手法を用いている。また、アンケートにはLINEを活用するなど、市民参加しやすい工夫が見られる。また、審議会ですぐの参加を可能とする工夫がなされ、幅広い年齢層が参加可能となるため、他の審議会の参考となるものである。 ワークショップを行っていただければ、より市民の意見を直接聞くことができたのではないが。
②	市民参加のスケジュールについて		A とても適切である B 適切である C 適切とは言えない	B	行政として通常行われているスケジュールであり適切である。 しかし、2回目の市民説明会の参加者は少なく、より市民参加しやすいスケジュールとなるよう工夫してほしい。また、アンケートについては設問も審議会で議論し、回答を審議会で確認する流れがあるとよりよい。
③	事業内容や市民参加手続に関する市民等への情報提供について		A とても適切である B 適切である C 適切とは言えない	B	アンケートに無作為抽出によるものに加え、LINE登録者への配信も行い、現役世代の回収率を上げたことは他の参考になるものである。また、市民説明会も人権啓発講演会と併せて実施するなど工夫が見られる。 しかし、市民説明会の資料について、狛江市の現状が浮かび上がってこないため、市民からするとイメージが膨らみづらい。市の施策としてうまくいっている項目及び棚上げしている項目に対する課題の提示等を前面に押し出すような資料づくりについても検討してほしい。
④	総合評価		A とても優れている B 優れている C 適切であるが工夫が必要 D 不足しており改善が必要	B	多角的に市民参加手続の手法を用いており、市民参加への工夫が見られる。 スケジュールについては適切であるものの、より市民参加しやすいスケジュールとするほか、アンケートの設問も審議会で議論するなど、改善の余地があると思われる。 情報提供については、アンケートに無作為抽出によるものに加え、LINE登録者への配信も行い、現役世代の回収率を上げたことは他の参考になるものである。また、市民説明会も人権啓発講演会と併せて実施するなど工夫されている。 一方、市民説明会の資料について狛江市の現状や課題を分かりやすく記載するなど改検討してほしい。

最終評価(市民協働事業評価)

No.		事業名	外国人を支えるやさしいまち	
団体名	評価項目	評価	担当部署	政策室
1	NPO法人こまえにほんごえん・日本語スクール			
①協働に至る過程について	A とても適切である B 適切である C 適切とは言えない	A		外国人住民が抱えている課題を知り、団体が立ち上がり、そのバックアップとしての場所の確保などを通じて市の役割を団体と協議しながら進めていることは評価できる。 一方、団体自身が、新規支援者の獲得、新しい被支援者との繋がりを作ることにはあまりできておらず引き続きの課題であると認識していることから、関連部署との連携により、繋がりやすい仕組みを構築することが引き続き求められている。
②協働体制について	A とても適切である B 適切である C 適切とは言えない	B		市が把握しにくい声を市民団体が取り上げ直接対応し、そのバックアップとしての場所の確保などを通じて市の役割を団体と協議しながら進めていることは評価できる。 一方、団体自身が、新規支援者の獲得、新しい被支援者との繋がりを作ることにはあまりできておらず引き続きの課題であると認識していることから、関連部署との連携により、繋がりやすい仕組みを構築することが引き続き求められている。
③協働の成果について	A 協働による大きな成果が得られた B 協働による成果が得られた C 協働による成果があったとは言えない	B		団体と担当部署との協働で、場所・資金・支援ノウハウを組み合わせた支援窓口ができ、支援の取り組みが動き始めた実績は高く評価できる。
④総合評価	A とても優れている B 優れている C 適切であったが効果があったとは言えない D 不足しており改善が必要	B		市の外国人の支援窓口として団体との協働体制は効果を上げていると評価できる。一方、団体自身が新規支援者の獲得、新しい被支援者との繋がりを作ることにはあまりできておらず引き続きの課題であると認識していることから、関連部署との連携により、繋がりやすい仕組みを構築することが引き続き求められている。

評価シート記入要領

市民参加評価

市民参加実施結果シートに関する評価シート（市民参加）は、下記の視点から検討し、記入してください。

①市民参加手続の選択について

■市が対象事項を実施する際、条例で規定された次の市民参加手続のうち、適切な方法を選択したか。また、内容は適切であるか。

- (1) 審議会等
- (2) パブリックコメント
- (3) 市民説明会
- (4) アンケート
- (5) ワークショップ
- (6) その他（公聴会等）

※評価区分

A	当該事業の趣旨からみて、選択した方法及び内容がとても適切であり、他の事業の模範となると判断された場合
B	当該事業の趣旨からみて、選択した方法及び内容が適切であると判断された場合
C	当該事業の趣旨からみて、選択した方法及び内容が適切とは言えないと判断された場合

②市民参加手続のスケジュールについて

■市民参加手続の実施時期が、市民の意見を反映させるのに適切な期間で行われたか。

■市民参加手続を実施する際に、次のとおり条例等で定められた実施期間で実施できたか。

- (1) 審議会等

審議会等の会議開催日の1週間以上前に広報又はホームページ等により公表する。

- (2) パブリックコメント

次の事項を事前に公表し、意見の募集期間は告知日から30日以上期間とする。やむを得ない理由がある場合は、その理由を公表することにより3週間とすることができる。

- ・対象とする事案及び事案の趣旨並びに目的
- ・対象とする事案の内容及び関連資料
- ・意見の提出先、提出方法及び提出期限

- ・意見を提出することができる者の範囲

(3) 公聴会

意見の提出期限の4週間前までに、次の事項を公表する。

- ・公聴会の開催日時及び開催場所
- ・対象とする事案の内容
- ・対象とする事案の処理方針についての原案を作成したときは、その内容及び関連事項
- ・公述人となることができる者の範囲及び意見の提出期限
- ・公聴会終了後、検討結果等の公表の予定時期

※評価区分

A	市民参加手続のスケジュール及び内容がとても適切であり、他の事業の模範となると判断された場合
B	市民参加手続のスケジュール及び内容が適切であると判断された場合
C	市民参加手続のスケジュール及び内容が適切とは言えないと判断された場合

③事業内容や市民参加手続に関する市民等への情報提供について

- 情報提供が分かりやすく行われたか。
- 市民等に分かりやすい語句や文章（専門用語や行政用語についての説明がなされている等）で情報提供が行われたか。
- 市民が意見を述べやすい工夫（パブリックコメントを実施する際に事前若しくは同時に説明会を実施する等）がなされているか。
- 案件に応じた独自の方法で情報提供を行ったか。

※評価区分

A	市民への情報提供の方法及び内容がとても適切であり、他の事業の模範となると判断された場合
B	市民への情報提供の方法及び内容が適切であると判断された場合
C	市民への情報提供の方法及び内容が適切とは言えないと判断された場合

④総合評価

■①～③の評価を鑑みて、以下の3つの評価区分から選択してください。

※評価区分

A	当該事業の市民参加手続及び事業（計画の策定等）のプロセスがとても優れており、市民参加の実施効果が大いにあり他の事業の参考になると判断された場合
B	当該事業の市民参加手続及び事業（計画の策定等）のプロセスが優れており、市民参加の実施効果があったと判断された場合
C	条例で規定された市民参加手続及び事業（計画の策定等）のプロセスは適切に実施されているが、実施効果が分からないため、手法等の改善の工夫が必要と判断される場合
D	条例で規定された市民参加手続が実施されておらず、事業（計画の策定等）のプロセスにも不足があり、市民参加の実施効果があったとは言えず改善が必要と判断された場合

⑤コメントについて

■ 当該対象事業についての市民参加の運用について、特筆して評価できる点、改善点等の指摘や意見があれば評価シート（市民参加）に記入してください。

市民協働事業評価

市民協働事業評価シートに関する評価シート（市民協働）は、下記の視点から検討し、記入します。

①協働までのプロセスについて

- 団体と行政の間で、事業の目的や課題、目指す成果が共有されていたか
- 協働で事業設計が行われたか

評価区分

A	当該事業の目的・課題等を共有し協働で事業設計が行われ、協働に至る過程がとても適切であり、他の事業の模範となると判断された場合
B	当該事業の目的・課題等を共有し協働で事業設計が行われており、協働に至る過程が適切であると判断された場合
C	当該事業の目的・課題等を共有し協働で事業設計が行われておらず、協働に至る過程が適切とは言えないと判断された場合

②協働体制について

- 協働における役割分担が明確で対等あったか
- 協働中の情報共有やコミュニケーションは適切であったか
- トラブルや課題に対する協議・調整が円滑だったか

評価区分

A	役割分担や情報共有、課題への対応等の協働体制がとても適切であり、他の事業の模範となると判断された場合。
B	役割分担や情報共有、課題への対応等の協働体制が適切であると判断された場合
C	役割分担や情報共有、課題への対応等が適切とは言えないと判断された場合

③結果・振り返り

- 事業を実施した結果と課題の整理、共有がされているか
- 単独でなく協働することにより得られた効果について

評価区分

A	当該事業の結果から、協働による大きな効果があり、他の模範となると判断された場合
B	当該事業の結果から、協働による効果があると判断された場合
C	当該事業の結果から、協働による成果があったとは言えないと判断された場合

④総合評価

- ①～③の評価を鑑みて、以下の4つの評価区分から選択してください。

※評価区分

A	当該事業の市民協働に至る過程及び協働体制がとても優れており、単独でなく協働することにより得られた効果が大いにあり、他の事業の模範になると判断された場合
B	当該事業の協働に至る過程及び協働体制が優れており、協働による効果があったと判断された場合
C	当該事業の協働に至る過程及び協働体制が適切であったが、協働による効果があったとは言えないと判断された場合
D	当該事業の協働に至る過程及び協働体制に不足があり、協働による効果があったとは言えず改善が必要と判断された場合

⑤コメントについて

- 当該対象事業について、特筆して評価できる点、改善点等の指摘や意見があれば評価シート（市民協働）に記入してください。